

川西町フレンドリープラザ使用について

令和元年10月1日

1 施設使用料

使用区分			午前	午後	夜間	全日	超過使用	冷暖房料
			9時から12時まで	12時から17時まで	17時から22時まで	9時から22時まで	(1時間当たり)	(1時間当たり)
ホール	入場料を徴収しない場合	土・日・祝日	9,610	13,880	17,080	38,440	3,840	4,270
		その他の日	7,470	11,740	13,880	30,970	3,090	
	入場料を徴収する場合	土・日・祝日	21,350	29,900	42,710	91,840	9,180	
		その他の日	19,220	27,760	34,170	79,020	7,900	
サークル集会室			530	530	1,060	2,130	210	210
会議室			530	530	1,060	2,130	210	210
スタジオ兼楽屋			1,060	1,060	2,130	4,270	420	420
楽屋(一室当り)			530	530	1,060	2,130	210	210
シャワー室			320	320	640	1,280	120	-

ホール使用の場合の舞台管理人件費

1人分 23,000円(税別)

2 使用に関する規定(川西町条例による規定)

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、入場者が主催者に支払う料金をいう。
- 舞台けいこ、舞台仕込み、リハーサル等で舞台のみを使用するときの使用料は、その他の日の入場料を徴収しない場合の使用区分の使用料等の50%の額とする。
- 入場料を徴収しない場合で、営利宣伝、その他これに類する目的でホールを使用する場合の使用料等は、入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 超過使用料及び冷暖房料の額を算定する場合、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 設備器具の使用料は、川西町教育委員会が別に定める。(別表)

3 使用上の留意点

- ホールを使用する場合は、道具等の搬入・搬出内容、舞台設備の使用内容、ステージ利用計画等について、管理者が指定する日に、詳細な打ち合わせを行っていただきます。
- 使用者は、使用期間中は必ず使用責任者を置いてください。
- ホール・楽屋等を使用する個人、団体は、別に定める「施設使用上の注意」を遵守してください。
- 使用料の減免については、川西町教育委員会が規定する内容によります。
- 冷暖房料は、減免の有無に関わらず、使用時間に応じ実費負担となります。